

令和6年第6回上里町議会定例会会議録第3号

令和6年12月10日（火曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 7 (町長提出承認第 4号) 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 (町長提出議案第56号) 上里町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 (町長提出議案第57号) 上里町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 (町長提出議案第58号) 上里町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第11 (町長提出議案第59号) 工事請負契約の変更について
- 日程第12 (町長提出議案第60号) 令和6年度上里町一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第13 (町長提出議案第61号) 令和6年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第14 (町長提出議案第62号) 令和6年度上里町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第16 上里町議会議長辞職許可について
- 日程第17 (選挙第7号) 上里町議会議長選挙について
- 日程第18 上里町議会副議長辞職許可について
- 日程第19 (選挙第8号) 上里町議会副議長選挙について

出席議員（13人）

1番	石井慎也君	2番	伊藤覚君
3番	金子義則君	4番	戸矢隆光君
5番	高橋勝利君	6番	飯塚賢治君
7番	猪岡壽君	8番	齊藤崇君
9番	植原育雄君	10番	高橋正行君
12番	沓澤幸子君	13番	高橋仁君
14番	黛浩之君		

欠席議員（1人）

11番 新井 實 君

説明のため出席した者

町 長	山下博一君	副町長	島田邦弘君
教育長	齊藤雅男君	総務課長	山下容二君
総合政策課長	吉村貴文君	税務課長	間々田由美君
くらし安全課長	関口博之君	町民福祉課長	及川慶一君
子育て共生課長	間々田亮君	健康保険課長	亀田真司君
高齢者いきいき課長	山田隆君	道路整備課長	根岸利夫君
教育総務課長	望月誠君	教育指導課長	櫻井達夫君
生涯学習課長	須藤秀君		

事務局職員出席者

事務局長	神村輝行	係 長	荒井純一
主 査	長谷川紀江		

◎開 議

午前9時0分開議

○議長（黛 浩之君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。



◎日程第7 町長提出承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（黛 浩之君） 日程第7、町長提出承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 皆様、おはようございます。

御提案申し上げました承認第4号 専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

去る令和6年10月9日開催の国会本会議におきまして衆議院が解散いたしましたことから、衆議院議員総選挙が執行されることとなりました。これに伴いまして、上里町におきましても直ちに選挙事務を行う必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年10月9日に令和6年度上里町一般会計補正予算(第5号)の専決処分を行ったものでございます。

では、予算内容を御説明いたします。

令和6年度上里町一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによります。

まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,207万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億6,362万6,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款16県支出金は1,179万5,000円の増額補正で、衆議院議員総選挙委託金、最高裁判所裁判官国民審査委託金及び衆議院議員総選挙開票速報事務委託金の増額となっております。

款20繰越金は28万4,000円の増額補正で、前年度繰越金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対しまして1,207万9,000円を追加し、115億6,362万6,000円とする

ものでございます。

次に、歳出でございます。

款2 総務費は1,207万9,000円の増額補正で、衆議院議員総選挙の執行における投票所・開票所の運営やポスター掲示板の設置などに係る経費について増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対しまして1,207万9,000円を追加し、115億6,362万6,000円とするものでございます。

以上、専決処分をいたしました令和6年度上里町一般会計補正予算（第5号）の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長が一般会計補正予算資料で御説明いたします。

○議長（黛 浩之君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 吉村貴文君補足説明〕

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎日程第8 町長提出議案第56号 上里町課設置条例の一部を改正する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第8、町長提出議案第56号 上里町課設置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第56号 上里町課設置条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

産業振興課について、多岐にわたる事業内容を精査し、専門的に推進する組織整備のため、所要の改正を行いたく、本案を提出するものでございます。

続きまして、改正概要について御説明申し上げます。

現在、産業振興課では商工、観光、統計、土地改良、農業委員会、農政など幅広い分野を担当しており、企業誘致など開発を推進する一方で、農地法や農振法といった法令上の制限をずる部門が混在した状況となっております。

また、令和6年3月25日には上里町観光協会が設立され、町の優位性を生かした魅力創出及び情報発信の事業を通じて観光振興を推進し、地域の活性化に寄与するための事業を推進していくこととなりました。

以上の多岐にわたる事業内容を精査し、専門的に推進する組織整備のため、今回、新たに地域活力創造課を設置するものでございます。

地域活力創造課は、商工、観光など地域の活力を創造する業務及び統計に関する業務を所管いたします。

また、産業振興課は「農業振興課」へ課名を変更し、農業関連政策を担うものいたします。

条文の内容といたしましては、第1条中、まちづくり推進課の後、産業振興課の前に「地域活力創造課」を加え、併せて「産業振興課」を「農業振興課」に改めるものでございます。

附則につきましては、第1項で施行期日を定めており、令和7年4月1日より施行いたします。

また、課の構成が変更となりますことから、附則第2項において、上里町議会委員会条例第2条第1号に規定されております総務経済常任委員会が所管する「産業振興課」を「地域活力創造課、農業振興課」に改めるものです。

以上で、上里町課設置条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第56号 上里町課設置条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第9 町長提出議案第57号 上里町税条例の一部を改正する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第9、町長提出議案第57号 上里町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） お願い申し上げました議案第57号 上里町税条例の一部を改正する条例についての御説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

地方税法等の一部を改正する法律の一部が施行され、また、公益信託に関する法律及び所得税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

次に、改正の概要を御説明申し上げます。

現行制度における公益信託は、主務官庁により許可基準が異なることや、受託者や信託財産が限定されていることなど、手続の煩雑さから活用が進んでいない状況にあり、公益を目的とする信託による事務の実施を促進して活力ある社会を実現することを目的に、公益信託制度の見直しが行われました。そこで、公益信託に関する税制上の措置を講ずるため、併せて、所得税法等の改正が行われたことに伴い、規定の整備を行うものでございます。

また、令和5年度税制改正に基づく扶養親族等申告書の記載事項の簡素化に伴い、施行規定を整備し、併せて引用法令の改正により生じた条ずれを改めるものでございます。

続きまして、改正の内容を御説明申し上げます。

第34条の7は、寄附金税額控除の対象を定めており、公益信託制度の見直しに伴い、所得税の寄附金控除の対象としての「金銭」を「公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」に改めるよう所得税法が改正されたため、規定の整備を行うものでございます。

第36条の3の2は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項等を定めており、令和5年度税制改正において、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができることと規定されたため、新たに第2項を追加し、併せて項ずれの整備をするものでございます。

続く第56条は、固定資産税の非課税の範囲を定めており、私立学校法の一部改正により生じた条項ずれを改めるものでございます。

附則第4条の2は、公益法人等に係る町民税の課税の特例を定めており、公益信託制度の見直しに伴い、みなし譲渡所得の非課税措置について、公益法人に対する贈与に係る所得税の取扱いと同様に「公益信託の受託者」を加えるよう地方税法が改正されたため、本条文を削除するものでございます。

最後に、附則でございます。

第1条では、条例の施行期日を規定しており、令和7年1月1日から施行するものでございます。

ただし、第1号では、第56条の改正規定について、令和7年4月1日から施行するとし、第2号では、第34条の7第1項の改正規定、附則第4条の2を削る改正規定及び附則第2条第2項について、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行するものでございます。

第2条では、町民税に関する経過措置を規定しており、第1項では、改正後の上里町税条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以降に支払いを受けるべき町税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払いを受けるべき給与については提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例によるものでございます。

第2項では、所得税法等の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の町税条例第34条の7第1項第3号の規定の適用については、同項同号中、「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有する者とされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とするも

のでございます。

以上で、上里町税条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 今回の改正で、上里町にどのような影響が予想されますか。

○議長（黛 浩之君） 税務課長。

〔税務課長 間々田由美君発言〕

○税務課長（間々田由美君） 沓澤幸子議員の御質問に御説明申し上げます。

今回、公益信託法の改正により、税条例の住民税に関する寄附金控除の部分に改正が行われたところではありますが、寄附金控除の適用につきましては、上里町で、令和6年度におきまして約1,400件の適用がございます。そのうち、ふるさと納税が98%を占めている状況でございますので、この公益信託における適用が行われたとしても、その残りの2%にそういったものが含まれているのかというのは、ちょっと調べたところでも出てこないもので、この改正により大きく町が影響を受けるところはないのかなというふうに現在は考えているところでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第57号 上里町税条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第10 町長提出議案第58号 上里町公の施設の指定管理者の指定について

○議長（黛 浩之君） 日程第10、町長提出議案第58号 上里町公の施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第58号 上里町公の施設の指定管理者の指定についての提案説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、上里町立図書館及び上里町立郷土資料館について、指定管理者による管理を実施するため指定管理者を指定したいので、本案を提案するものでございます。

続いて、提出させていただきました議案の概要及び内容について御説明申し上げます。

現在、上里町立図書館及び展示等を除く郷土資料館については、令和4年4月1日より3年間を指定期間として指定管理者による運営を行っているところでありますが、新たに令和7年4月1日より令和12年3月31日まで指定管理者による管理を行うため、上里町公の施設に係る指定管理者の手續等に関する条例第2条により公募を行い、申請のあった団体について同第4条により選定したものであります。

選定におきましては、上里町指定管理者候補者選定委員会に付議しました結果、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が指定管理者の候補として選定されたものでございます。代表者は、北関東支店支店長、篠原幸司、所在地は、埼玉県さいたま市大宮区土手町2-15-1、小島MNビルであります。

つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 指定期間が5年になった理由は何でしょうか。

○議長（黛 浩之君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 須藤 秀君発言〕

○生涯学習課長（須藤 秀君） 齊藤議員の御質問に御説明させていただきます。

前回の指定管理では、令和元年度に発生しました新型コロナウイルス感染症がどうなるか先が読めないこともあり、図書館における事業に関しまして一定の制限が続くと考え、地域特性、住民ニーズを把握して、次の指定管理を3年にさせていただくということでお話をさせて、説明をさせていただきました。現在は、コロナウイルスも5類に移行して、従前の状況に戻っておりますので、5年に戻させていただくこととさせていただきました。また、安定した経営を行うため、多くの指定管理を行っているところが5年以上となっております。

説明は以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 昨日の全員協議会で説明していただいた資料によりますと、指定管理委託することによってのメリットは、経費の節減が一番大きかったかなというふうに思います。デメリットとすれば、継続性・安定性の喪失、そして、公営ノウハウが喪失されていくことだと思います。

経費の部分でいいますと、今、働き方改革で、労働者の賃金をきちっと保証するという考え方が今、求められているところだと思います。指定管理で働いている方たちの労働条件も改善に向かう方向に進んでいこうし、そうでなければいけないというふうに私は考えています。そうしたときに、最もメリットであるその経費の部分も、あまり差がなくなってきたときに、やはり安定性と継続性、そうした部分というのは、非常に図書館においては重要な部分だというふうに思うんですね。ですので、今回の指定に反対するものではないんですけども、将来的なそうした動向を見据えて準備を整えていくことについて、お考えをお聞きします。

○議長（黛 浩之君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 須藤 秀君発言〕

○生涯学習課長（須藤 秀君） 沓澤議員の質問に御説明させていただきます。

議員のおっしゃるとおりで、この5年間できちんとその運営状況等を確認した上で、指定管理ありきではなくて、いろいろな考え方を持って対応していくのが重要だと思っております。

また、働き方改革ございます。昨日の全協でもお話しさせていただいたとおり、人件費のほうも2%ずつ上げて設定はさせていただくなど対応させていただいておりますので、そういったことを踏まえて、この5年間運営させていただくに当たりましては、きちんと運営されてい

るかどうかの確認、または、その5年後についての対応等も協議、確認しながら運営していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第58号 上里町公の施設の指定管理者の指定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第11 町長提出議案第59号 工事請負契約の変更について

○議長（黛 浩之君） 日程第11、町長提出議案第59号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第59号 工事請負契約の変更についての提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、神流リバーサイドロード築造工事の契約金額を変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び上里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出するものでございます。

神流リバーサイドロード築造工事につきましては、令和6年第5回上里町議会定例会において御議決いただき、株式会社平成と5,911万700円で工事請負契約を締結いたしました。

当初、築造工事の規模といたしまして、延長150メートル、幅員は9.5メートルとなっており、主な工事内容は、擁壁工138メートル、排水構造物工287メートル、舗装工951平方メートル、縁石工148メートル、その他道路土工、防護柵工、構造物撤去工、道路附属施設工、のり面工

一式となっております。計画した工程に基づき築造工事を進めてまいりましたが、工事の内容を変更すべき事案が発生し、工事内容の変更に伴い請負金額の変更が生じるため、本案を提案させていただくものでございます。

主な変更点でございますが、工事着手時における施工前の詳細路床調査を行ったところ、路床支持力が低かったことから、地盤改良工事を追加いたします。

以上、御説明申し上げました工事内容の変更に伴い、工事請負額につきまして、当初の5,911万700円に対し556万6,000円を増額し、6,467万6,700円とするものでございます。

以上で、議案第59号 工事請負契約の変更についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第59号 工事請負契約の変更についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は9時40分からといたします。

午前9時34分休憩

午前9時40分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第12 町長提出議案第60号 令和6年度上里町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（黛 浩之君） 日程第12、町長提出議案第60号 令和6年度上里町一般会計補正予算

(第6号) についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申しあげました議案第60号 令和6年度上里町一般会計補正予算（第6号）について御説明いたします。

本補正予算は、次に定めるところによります。

まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,687万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億5,050万円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

第2条は、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、第2表繰越明許費によると規定するものでございます。

第3条は、債務負担行為の追加について、第3表債務負担行為補正によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款10地方特例交付金は5,707万1,000円の増額補正となり、交付額の確定に伴い増額するものでございます。

款11地方交付税は2億699万2,000円の増額補正となり、普通交付税の交付額の確定に伴い増額するものでございます。

款15国庫支出金は1,078万円の増額補正となり、主な内容は、子どものための教育・保育給付交付金、個人番号カード交付事務費補助金などの増額となっております。

款16県支出金は738万1,000円の増額補正となり、主な内容は、子どものための教育・保育給付県費負担金、重度心身障害者医療費支給事業補助金などの増額となっております。

款19繰入金は1億9,228万8,000円の減額補正となり、財政調整基金繰入金の減額となっております。

款21諸収入は306万2,000円の減額補正となり、重度医療高額療養費返還金の減額となっております。

歳入合計は、現計予算に対しまして8,687万4,000円を追加し、116億5,050万円とするものでございます。

3ページを御覧ください。

続いて、歳出でございます。

初めに、款2総務費は4,085万1,000円の増額補正となり、主な内容は、庁舎周辺駐車場整備工事費、公共交通ネットワーク促進事業に係る各種委託料、情報ネットワーク事業に係るハードウェア等購入費などの増額となっております。

款3民生費は3,835万9,000円の増額補正となり、主な内容は、子どものための教育・保育給付事業に係る民間保育所等委託料、各種事業に係る補助金返還金、重度心身障害者医療費などの増額となっております。

款4衛生費は116万3,000円の増額補正となり、主な内容は、母子衛生事業に係る産後ケア事業委託料、未熟児養育医療費、アピアランスケア助成金などの増額となっております。

款8消防費は9万1,000円の増額補正となり、内容は、自衛消防運営費補助金の増額となっております。

款9教育費は641万円の増額補正となり、内容は、中学校教育振興事業に係る図書購入費の増額となっております。

歳出合計につきましても歳入同様、現計予算に対しまして8,687万4,000円を追加し、116億5,050万円とするものでございます。

4ページを御覧ください。

第2表繰越明許費につきましては、総務費の公共交通ネットワーク促進事業377万9,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

5ページを御覧ください。

第3表債務負担行為補正につきましては、上里町立図書館等指定管理委託の期間及び限度額の追加を行うものでございます。

以上、令和6年度上里町一般会計補正予算（第6号）の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長がお手元の一般会計補正予算資料で御説明申し上げます。

○議長（黛 浩之君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 吉村貴文君補足説明〕

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） 子育て共生課のところの部分で、民間委託料が計上されていますけれども、これ、先ほどの説明によりますと増員というんですか、増えてきたと、それに対応するためにこの予算組んだと言っているんですけれども、どのぐらいを予測して出しているのかお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田 亮君発言〕

○子育て共生課長（間々田 亮君） 高橋勝利議員の御質問に御説明いたします。

これは、各クラスごとに人員の凸凹があるわけなんけれども、特徴的、主なところとしましてゼロ歳児ですね。これの10月の実績ということでお話をさせていただきますと、昨年度42名の在籍に対して、今年度51名ということで、9名増えてございます。ということは、1人約20万ほど月かかる形になりますので、この分に対しての国・県・町のそれぞれ割合、持ち出しがあります。ですから、20万で考えますと、単純に10人で200万で、1年で2,000万ですね。という形になりますので、このようなものが特徴的な増加としてあります。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ただいまのところでも私も質問したいんですけれども、ゼロ歳児の定員枠というのは、非常にどこの保育所も少ないですよ、保育士の人数対子どもの形でいきますと。ですので、この保育料が無料化になって非常に喜んでるのは町民の声としてあるんですけれども、今後、ますますこの需要度が高まってきたときに、この定員枠を増やす必要がもう生じているのかどうか。今現在はそれぞれの園の定員の枠内で収まっているのか、それとも、超えても15%までは超えられるという、そうした基準を使って入っているお子さんもいらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田 亮君発言〕

○子育て共生課長（間々田 亮君） 沓澤議員の御質問に御説明いたします。

まず、年度当初の状況ということでお話をさせていただきたいと思います。6年度当初につきましては、これ第一希望ということではないんですけれども、待機児童はいないという形で、全ての方に入園いただいております。これは、今、新年度の申請も始まっているんですが、全体の数でいくと同様な形になるかなというふうを考えております。ただ、年度途中につきま

しては、特に今年度、6月あたりですか、ゼロ・1の子はとても多かったです。ということで、年度途中の追加の入所申請ということになりますと、必ずしも皆さんに入っていたけていないというのが現状でございます。

なお、定員の見込みにつきましては、現在、次期の計画を策定しております、この中で、保育の見込み量を調整しております。各園とも相談の上、調整はしていきたいというふうに思っています。

なお、先ほど沓澤議員おっしゃった、150%とおっしゃいましたっけ、15%とおっしゃいましたか。120%かと思うんですが、この弾力化も利用はさせていただいて、対応はしてございます。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 幼ければ幼いほど、やっぱり、たくさんではなくて少人数でゆったりと保育をするというのが理想的だと思うんですね。私、勘違いして115と言いましたけれども、120%の弾力性は、いわゆる待機にはしないというための手段ですよ。ですので、理想は、やっぱり定員の中で、安定的な空間と人員の中で保育をされるのが理想だと思うんですけども、次期の見込みを検討していくということでもありますけれども、その見込みの中には定数、乳児の部分の定数も引き上げていくということが含まれているのかどうか。

さらにこの、今、弾力化も利用して受け入れていますよという部分と、全て入れていない場合もありますということですので、今、じゃ、希望があって待機しているお子さんが何人おられるのか。そして、100%を超えて受け入れている各園におきましては、何人増を受け入れて、何%まで受け入れているのか、分かったらお願いしたいと思います。細かい部分で分からない部分は後日でもかまいません。

○議長（黛 浩之君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田 亮君発言〕

○子育て共生課長（間々田 亮君） 沓澤議員の御質問に御説明いたします。

細かい部分のお話は、ちょっとすみません、ちょっとつかみ切れていない部分がありますので、御容赦いただきたいと思っております。

当然、担当課、町としましても、120%ありきで考えてはございません。そもそもの定員で何とか賄えるようにというふうに考えていますが、これが、あんまり枠を大きくしましても、保育園の需要と供給のバランスが崩れてしまうというところがありますので、この辺、非常に担当課、保育園さんとしても対応に苦慮するところというふうに考えてございます。保育園に

よっては、その保育士さんの配置の状況等も、動かすと、または、熟練度といいますか、保育士さんのそのスキル等によってもちよっと預かりを控えたいという場合もございますので、この辺は、配置されている保育士さんに対して最大限、途中の場合は入所を受けていただけるようにというような調整も行わせていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） そうすると、この前、私、一般質問の中で子育て共生課に、こういう状況になると需要が増えてきて、定員というのが課長のほうからも説明があったんですけども、そんなに、全体で調整して定員枠決めているということなんですけれども、今の話からすると、柔軟に対応するように聞こえるんですけども、もう一度説明をお願いします。

○議長（黛 浩之君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田 亮君発言〕

○子育て共生課長（間々田 亮君） 高橋勝利議員の御質問に御説明いたします。

柔軟、定員、認可定員と定員とはいろいろあるんですけども、この辺は、認可を受ける際に定員を決めるですとか、各種計画の中で定員を定めるとあります。ですので、柔軟に受入れを変えろという話を御説明を申し上げたかと思いますが、認可定員とは、すぐすぐ変えられるというものではございません。また、町の計画も、すぐすぐ変えられると、毎年毎年変えるというようなものはなかなか難しいというふうに認識しておりますので、この、本来それが一番いい形ではないと思うんですが、保育士さんの中での、定員は変えないけれども、必要とされる保育の年齢、クラスの対応を変えろとか、そういうことは可能だと思いますので、ただ、なかなか、一人当たり何人が見られるというのがありますので、簡単に動かすのは難しいんですが、そのクラスの中での調整ですとか、園の中での調整というのは引き続きさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 財政管理事業の、庁舎周辺駐車場整備工事費なんですけれども、西側の駐車場ということでもありますけれども、そちらが今、工事がどのぐらいの期間で実施されるかちょっと分からないんですけども、その間の臨時駐車場というのはどのように考えているのでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 総務課長。

〔総務課長 山下容二君発言〕

○総務課長（山下容二君） 沓澤議員の御質問に御説明を申し上げます。

大体年度末までの工期を見ておりますが、その間、職員の駐車場の置場に困ってしまうというところで、3回に分けて段階的にやらせていただこうと思っております。2回になるかもしれませんが、一応、段階的にということ。その間、あそこが大体178台ぐらいですので、60台分ぐらいワープ上里の砂利の駐車場等々お借りして、職員のほうには少し御迷惑をおかけしますが、そういった形でローテーションをしながら工事のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 町民福祉課のところの、備品購入費の窓口用機器購入費の内容についてお願いしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 及川慶一君発言〕

○町民福祉課長（及川慶一君） 沓澤幸子議員の御質問に御説明させていただきます。

町民福祉課の戸籍住民基本台帳事業の備品購入費につきましての御質問かと思えます。内容につきましては、マイナンバーカードの申請用のiPad並びにマイナンバーカード交付用のスキャナーを購入予定といったところでございます。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） マイナンバーカードそのものの上里町における発行数って、だいぶ進んできていると思うんですけども、新たにこの増額していく、整備を増やしていく方向とすると、交付というよりは、今度は、切替えとかそういった部分が中心になっていくのかなというふうに思うんですけども、マイナンバーカードとマイナ保険証との結びつきで、今ちょうど、健康保険証が12月2日をもってもう新たには発行されなくなったということで、そうしたことでの、例えば、ひもづけたけれども紙の保険証を使っている人が圧倒的に多い現状じゃないですか、上里町においてもね。そうしますと、今後は、ひもづけていない人には、申請をしなくても保険証、証明書、証明の保険証が下りてきますけれども、マイナンバーカードとひもづけた人に関しては下りてこなくなりますよね。そうしたときの混乱が各市町村でもう起き

ていたり、問合せが殺到していたりとか、そういう事態も何か耳にするんですけども、上里町においてはそういうこと、いわゆるマイナンバーを解約、マイナ保険証を解約する、そういうことに対しても準備をしているのでしょうか、この中で。

○議長（黛 浩之君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 及川慶一君発言〕

○町民福祉課長（及川慶一君） 沓澤幸子議員の御質問に御説明させていただきます。

まず、御質問の趣旨とすると、マイナ保険証のことにつきましては、大変申し訳ございません、私どもの所管外になってしまうので、細かい情報としては持っておりませんが、しかしながら、今回、備品購入並びにマイナンバーカードの委託料のほうで御提示させていただいておりますが交付予約管理システム、これを導入するといった背景についてまず御説明させていただきます。

こちらにつきましては、先ほど議員もおっしゃられたように、マイナンバーカードの交付につきましては、一度交付すれば、10年間は基本的には有効期限ということになります。しかしながら、いわゆるその暗証番号等をもう一回確認してということで、5年目で1回更新作業というのが必要になりますので、その更新作業を見込んで今後のスケジュールで見ますと、今年度は、比較的少ないおおむね2,500件程度ということで終わりそうなんです、来年度以降につきましては、来年度はおおむね6,000件ぐらい、また、令和8年度では7,000件を超えるといったところで、令和9年度は、ちょうど先ほどの、令和4年度にマイナンバーカードが非常に多く発行されましたので、令和9年で、見込みとしましておおむね1万1,000件を超えるというような状況でございます。そういった背景から、機器につきましては増加させて、また、住民の皆さんにサービス提供がしっかりできるような体制を整えたいというふうに考えているところでございます。

また、直近の状況でございますが、マイナンバーカードの交付状況につきましては、11月末現在、おおむね80%の方がマイナンバーカードを持っているといったところでございます。この中で、マイナンバーカードのその保険証としてひもづけた方というのは、私どもは数字として持っておりませんが、しかしながら、窓口の状況を見てみますと、実は、国民健康保険だけでなく、社会保険も、当然のことながらマイナンバーカードの保険証ということで切替えになるかと思えます。そういった影響なのかもしれないんですが、実は、現状で申請いただいている状況といたしましては、上里町、おおむね90%程度の方がマイナンバーカードをご予約いただいている、御申請いただいているというような状況からすると、マイナンバーカード保険証のひもづけをされている方というのは意外と多いというような状況かと思えます。

ニュース等では、マイナンバーカードのその保険証の利用率というのは非常に低いというふ

うに報道されているようではございますけれども、一方で、私どもマイナンバーカードを交付する現場におきましては、おおむね90%の方が既に申請を行っているといったところから言いますと、先ほど申し上げた令和9年度の1万1,000件を超えるといった数字も、また徐々に増えていくのかなといったふうに予測しているところでございます。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） 今回の課長の説明だと、上里のあれは90%と。だけれども、我々一般町民が見たときに、テレビとか報道でいきますと、いろんな問題が起きていると。今のことで言えば、やっぱり、次の広報か何か方法で、上里町はこれだけ申請がありましたよと、90%あったということになると、後の人たちがそれを見て、ああそうなのと言って申込みをしていくことによって100%に近く、もうなっていくのかなと思うんですけれども、その辺のところはどういう予測していますか。

○議長（黛 浩之君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 及川慶一君発言〕

○町民福祉課長（及川慶一君） 高橋勝利議員の御質問に御説明させていただきます。

先ほど申し上げましたように、私どものほうで申請を受け付けている状況といたしましては、おおむね90%あるといったところでございますけれども、しかしながら、当初から言われておりますとおり、マイナンバーカードの保有につきましては個々人の方の希望に沿って交付させていただくというのがベースでございます。もちろん、マイナンバーカードは、国におきまして様々な情報提供ができるというふうにされております。特に、マイナンバーカード保険証を御利用いただくことで、高額の関係で、既に同意をその場ですることもできますし、また、医療情報の提供を速やかに医師に行うことができる、または、病院に行うことができる並びに状況によっては救急隊員等を通して活用をいただけるといった利点はあるのかなというふうには思っております。また、その他様々なマイナンバーカードの利用方法は、今後もまた、引き続き予定されているようでございます。特に、この来年の3月につきましては、免許証の交付につきましてもマイナンバーカードにできるというような情報も流れているような状況でございますので、そういった意味では、御利用いただければなというのは、所管課としては思っております。やはりお持ちいただくかどうかにつきましては、原点に立ち返って、やはり、それぞれの方々がマイナンバーカードをお持ちいただくかどうかという御決定をいただいた上で、役場で申請いただければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 8 番齊藤崇議員。

〔8 番 齊藤 崇君発言〕

○8 番（齊藤 崇君） 1 ページ、総合政策課のところの、公共ネットワーク促進事業のところのデマンド交通予約受付センター業務委託料というのがあるんですが、これが来年度からスタートするのに当たってのというふうに理解していますけれども、具体的にこの、要するに、どこの業者にこの業務委託かけるのか、それと、その予約センター、受付予約センターだから、恐らく電話での受付、でも、この前の全協か何かで説明があったときには、アプリも導入するというのも聞いた気がするんですけども、いずれにしても、その来年度にスタートするに当たってのこの受付センターを立ち上げるということでこれを組んだわけだと思うんですが、まず、その委託する業者、どこへ委託するのか、それと、センターはどこに設置するのか、これはあくまでも電話だけの予約センターなのか、それについて説明をお願いします。

○議長（黛 浩之君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 吉村貴文君発言〕

○総合政策課長（吉村貴文君） 齊藤議員の御質問に御説明いたします。

全協等で説明しておりましたが、まず、こちらのシステムのほうは、全協でも以前お知らせしましたが、建設技術研究所のほうでシステム関係はお願いしております。今後、どこの業者かということですが、今後の指名委員会等にかけて決定をさせていただく予定であります。ただ、今回の費用は、議員おっしゃるとおりこの予約に関するものが主な内容になっておりまして、コールセンターの実施体制の構築、設備関係、そして、4 月から始まりますので、3 月分の費用等も入っております、この予約の構築に対する費用で、ちょっと今後、指名委員会等で正式に決め、どこにというのは決めて、決まった際は議員の皆様にご報告していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（黛 浩之君） 8 番齊藤崇議員。

〔8 番 齊藤 崇君発言〕

○8 番（齊藤 崇君） そうすると、あくまでもこれは、要するに、6 年度の補正ということなんで、結局、来年度スタート、その予約センターがスタートするに当たっては、また新たに1 年間の予算というのは当然組むと思うんですけども、そうすると今、繰り返しになっちゃいますけれども、あくまでもその準備期間の、要するに、これは補正だと、補正だよということで理解すればいいんですね。

では、続けて、その上、さっきの同僚議員が質問したところの駐車場の汚水対策、これ当初予算で、駐車場汚水対策工事設計委託料ということで394万5,000円の予算組んでいますよね。

ということは、これをここで補正で、第6号で出してきたということは、当然、その設計委託は終わっていると思うんですけれども、それについて、この予算がちょっとちぐはぐなんですよね。あくまでもこの概算予算だと思うんですけれども、それにしても、394万5,000円まで出ているということは、この設計委託は完了しているというふうに理解していいのでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 総務課長。

〔総務課長 山下容二君発言〕

○総務課長（山下容二君） 齊藤崇議員の御質問に御説明申し上げます。

設計業務委託については、工期、今、もうすぐ工期が終了ということでございます。ただ、当初予算でも御説明差し上げたとおり、今年度中にこの結果を持って工事のほうに入りたいということで、工期を勘案して、工事の設計金額について先行して提出を求めたものでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） それは分かりましたけれども、単純に考えて、素人が考えて、設計の業務委託よりも工事費のほうの方が安いというのは、ちょっと考えられないんですよね、私個人的には。一般的にそうだと思うんですよ。やっぱり、今までのそのいろんな工事発注したりなんかして、それに対する業務委託かけているけれども、当然、工事費のほうの方が絶対に、100%に近いぐらい多いわけですよ。

〔「 じゃないですか」の声あり〕

○8番（齊藤 崇君） 違う、これ今回あれでしょう、290……2,900。ごめんなさい、間違えました。1つ桁間違えました。申し訳ありません。今の取り消します。

○議長（黛 浩之君） 5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） デマンド交通についてお聞きしたいと思うんですけれども、このところに看板等、等と書いてあるわけですよ。そうすると、私の考えからすると、そこで電話した方が待っているということになるわけなんですけれども、そうすると、ただ立っているだけなのか、いろいろ雨が降ったりなんかする場合もあって、椅子だとかそういうのもこの中に組み込まれているのか。等と書いてあるんで、私は、そういうこともあるのかなと思ったんですけれども、その辺のところ、分かりましたら教えてください。

○議長（黛 浩之君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 吉村貴文君発言〕

○総合政策課長（吉村貴文君） 高橋勝利議員の御質問に御説明いたします。

こちらのデマンド交通停留所看板作成等の等ということで、こちらにつきましては、令和7年度から導入するデマンド交通の支柱の停留所の設置及び今現在のコミュニティバスの停留所の撤去の作業委託ということになっております。支柱の撤去が約101か所、そのほかガラベル式の案内表示を予定しております。それが等になります。また、約73か所撤去をすることになっております。これが、補正予算にもあるとおり3月31日までコミュニティバスの運転があるため、繰越明許をさせていただいております。

なお、議員の御質問のベンチ等は、今のところ予定入っておりませんので、これにつきましては看板類のみということで、表示札関係ということで御理解いただきたいと思います。

以上になります。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 健康保険課のところで、国民健康保険特別会計繰出金は、健幸マイレージ……

○議長（黛 浩之君） 沓澤議員、マイクちょっとお願いします。

○12番（沓澤幸子君） ごめんなさい。

健幸マイレージの申込みが増えているということでありましたし、その次のページの消耗品、健康増進推進事業の消耗品も、マイレージの申込みが増えていることによりますということでありました。健康にもとてもいいことなんだと思うんですけども、どのくらいの増加傾向にあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 亀田真司君発言〕

○健康保険課長（亀田真司君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

まず、健幸マイレージの事業につきましては、令和4年度と令和5年度の末をまず比較をさせていただきますと、令和4年度末の登録者数が1,467名、令和5年度末が1,764名ということになっております。また、この今年の10月現在の登録者数につきましては1,960名となっております。順調にその登録者数のほうが推移している状況でございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありますか。

6番飯塚賢治君。

〔6番 飯塚賢治君発言〕

○6番（飯塚賢治君） 6番飯塚でございます。

1つ伺います。母子衛生事業の産後ケア事業委託料なんですけれども、これは、今までも助産婦さんに、要するに、訪問とかはやっているというふうに伺っていますが、この事業、新たな事業としての委託料であるのでしょうか。ちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（黛 浩之君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 亀田真司君発言〕

○健康保険課長（亀田真司君） 飯塚議員の御質問に御説明申し上げます。

この産後ケア事業につきましては、これまでも行っていた事業ではあります。現在、町として行っている事業としては、数ある産後ケア事業のうちの居宅訪問型、アウトリーチ型の事業として実施をしております。先ほど飯塚議員がお話のとおり、助産師が産婦さん・妊婦さんの御自宅を訪問して、出産後の産婦及び乳児に対する心身のケア等を行っております。令和6年度から、その利用料、使用料というよりは、無料になったことによりまして、利用者のニーズのほうも増加しているというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 予防対策事業のアピアランスケア助成金、がんとかになった患者さんのケアとか、そういうものに使うものだと思いますけれども、この補助率というのはどのようになっているのでしょうか。また、今回補正を組まれた対象というのでしょうか、今まで使われていなかったと思いますので、何人分なのかお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 亀田真司君発言〕

○健康保険課長（亀田真司君） 沓澤議員の御質問に御説明を申し上げます。

先ほど沓澤議員おっしゃられたとおり、まだこの事業につきましては新規事業で、今議会で補正予算の議決をいただけたならば実施するというふうな予定でございます。

まず、補助率につきましては、近隣等、実際にこの事業を既に助成をしている事業等の実情を勘案いたしまして、まず、大きく分けて、抗がん剤による脱毛によるウィッグ等の購入助成と、あとは、乳がん等で乳房等を切除した方に対する胸部補整具等に対する助成がございます。まず、ウィッグ等に対する助成につきましては助成額3万円、これ上限額でございますけれども、を予定しております。また、胸部補整具等の助成につきましては、1回につき2万円を上限に助成をする予定でございます。

また、2つ目の対象者につきましては、まずは、その対象者の要件といたしまして、申請時点で町に住民登録のある方、現在、そのがんと診断されてがんの治療を受けた方、または、現にがんの治療を受ける方を対象としています。先ほどもちょっとお話をしましたとおり、がんの治療に伴っての脱毛であったりとか、あとは、乳房を切除して補整具等を装着する方を対象としております。対象者数につきましては、議決いただきましたら、来年の1月から実施をする予定を考えておりますけれども、ウィッグ助成につきましては、その対象者を3名、胸部補整具につきましては2名、それぞれ予定をしているところでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ありがとうございます。新しい事業ですので、やっぱり、知らないで利用できなかったということがないような広報の仕方をお願いしたいなというふうに思います。医療機関等にも貼りだしていただくなどしていただきたいと思います。

もう一つ質問したいんですが、この教育指導課の、中学校の教員分の図書ということでした。今年度、教科書を点検していただいたわけで、新しい教科書に代わるんですけども、これは紙の教科書分と考えていいのか、デジタル分も少し入っているのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 教育指導課長。

〔教育指導課長 櫻井達夫君発言〕

○教育指導課長（櫻井達夫君） 沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

こちらのほうは、今現在は紙だけというものではないので、デジタル教科書も含む補正になっております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） デジタルを含んでこの金額というのが、ちょっと割と、教員分だから児童・生徒のような冊数は違うと思いますけれども、割合的にはどのぐらい、全ての教科書、デジタルも含めて全て同じ冊数というんでしょうか、全ての教科書のほうをデジタルのほうでもそろえるという考え方で、何対何ぐらいの比率になっているんでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 教育指導課長。

〔教育指導課長 櫻井達夫君発言〕

○教育指導課長（櫻井達夫君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

教師用の指導書、デジタルとセットになっているものですので、こちらのほう、基本的には各中学校56セット購入という形でやらせていただいております。こちらのほうが、それが全てかと、全員に行き渡るのかという部分で心配なさると思うんですが、こちらのほう、学校からの要望で置いて、その冊数を決めさせていただいたという形になります。セットでの形になっております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） 教育指導課のほうにちょっと聞きたいんですけども、この中学校の図書費、図書の購入と書いてありますよね。今、日本全体を見て、子どもたちも、私たちもそうですけれども、図書、本を読まない、こういう傾向が非常に高いというふうに言われていますけれども、この購入というのは、必要のやつを購入したいというのか、ただ単に補充しておこうというのかちょっと分からないので、説明をお願いします。

○議長（黛 浩之君） 教育指導課長。

〔教育指導課長 櫻井達夫君発言〕

○教育指導課長（櫻井達夫君） 高橋議員の御質問に御説明させていただきます。

こちらのほうは教科書のほうで、それを子どもが使う、指導する側の教員の購入費と、指導者の購入費ということになりますので、また、高橋議員御質問の、御心配なさっている子どもの読書に関しては、上里町として、全ての学校で推進を図っているところでございます。読書離れが起こらないように、学校としてもいろいろ呼びかけたり、読書週間をつくったりという形で対策をさせていただいております。

以上になります。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 先ほどの公共交通のところなんですけれども、11月5日の全協のときに、デマンド交通の停留所の案ということで、約230か所という説明があったと思います。自宅から約150メートルぐらいというのの説明があって、12月の、今月の定例会で上程して、その議会で承認してもらおうというふうな記録が残っているんですけども、これについて説明をお願いしますか。

○議長（黛 浩之君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 吉村貴文君発言〕

○総合政策課長（吉村貴文君） 齊藤議員の御質問に御説明いたします。

前回の全協では、今度のデマンド交通、200約二、三十か所、そして、町民の住宅を中心に150メートルということで設置を、今、ほぼ完了しまして、今、これからこの今回の予定のとおり議会のほうに、こちらの377万9,000円を、こちらの看板の設置と、新たな看板の設置と既存の撤去ということで上程させていただいております。

あと、協議会とかでも、交通協議会でも協議、その後、上程ということで、全協のほうでは、協議会をやって議会にというような説明もさせていただきました。今回は、この377万9,000円につきましては、先ほども申し上げたんですが、3月31日まで既存のコミュニティバス等も運行しておりまして、年度内の終了が難しいため、繰越明許させていただいております。今回、この377万9,000円が看板の設置と撤去と、ラベル式の看板の作成ということで御理解をいただきたいと思います。

以上になります。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

3番金子義則議員。

〔3番 金子義則君発言〕

○3番（金子義則君） すみません、先ほどちょっと聞き漏らしちゃったんですけども、予防費の件でお聞きします。

アピアランスケア助成金で、ウィッグと、あと、補助具という発言いただいたと思うんですけども、これって、再建術をした方に対してはどうなんでしょう、再建術。

○議長（黛 浩之君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 亀田真司君発言〕

○健康保険課長（亀田真司君） 金子議員の御質問に御説明申し上げます。

再建手術をして、人口乳房を装着というか、人口乳房の手術を行った方に対する助成というのは、県内の状況を見ると、ウィッグとか胸部補整具のほかにそういう助成をしているところもあるんですけども、町としては、考えておりますのは、取りあえずウィッグと胸部補整具の購入に対する助成を考えているところでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第60号 令和6年度上里町一般会計補正予算（第6号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 町長提出議案第61号 令和6年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（黛 浩之君） 日程第13、町長提出議案第61号 令和6年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

[副町長 島田邦弘君発言]

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第61号 令和6年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

本補正予算は、次に定めるところによります。

まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,068万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億9,111万9,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款4 県支出金は2億1,650万2,000円の増額補正で、歳出の保険給付費の増額により、県補助金を増額補正するものでございます。

款6 繰入金は143万8,000円の増額補正で、歳出の保険給付費及び保健事業費の増額により、その他一般会計繰入金の増額となっております。

款7 繰越金は2,274万6,000円の増額補正で、歳出の諸支出金の増額により、前年度繰越金を増額補正するものでございます。

歳入合計は、現計予算に対しまして2億4,068万6,000円を追加し、34億9,111万9,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款2 保険給付費は2億1,790万2,000円の増額補正で、国保一般被保険者の療養給付費や高額療養費等の支出見込みに伴う増額によるものでございます。

款5 保健事業費は3万8,000円の増額補正で、健幸マイレージに関連する保健事業費の増額によるものでございます。

款7 諸支出金は2,274万6,000円の増額補正で、年度間精算に伴う保険給付費等交付金償還金及び国庫支出金償還金の増額によるものでございます。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対しまして2億4,068万6,000円を追加し、34億9,111万9,000円とするものでございます。

以上、令和6年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の提案説明を申し上げますた。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(黛 浩之君) これにて提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長(黛 浩之君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[発言する者なし]

○議長(黛 浩之君) ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第61号 令和6年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(黛 浩之君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 町長提出議案第62号 令和6年度上里町介護保険特別会計補正予算(第2号)
について

○議長(黛 浩之君) 日程第14、町長提出議案第62号 令和6年度上里町介護保険特別会計

補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第62号 令和6年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

本補正予算は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ956万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億1,187万2,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款2国庫支出金は176万1,000円の増額補正で、介護給付費負担金の増額となっております。

款3支払基金交付金は258万1,000円の増額補正で、介護給付費交付金の増額となっております。

款4県支出金は134万4,000円の増額補正で、介護給付費負担金の増額となっております。

款5繰入金金は119万5,000円の増額補正で、一般会計繰入金金の増額となっております。

款6繰越金は267万9,000円の増額補正で、前年度繰越金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対しまして956万円を追加し、22億1,187万2,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款2保険給付費は956万円の増額補正で、内容は、介護予防に係るサービス給付費、福祉用具購入費、住宅改修費の増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対しまして956万円を追加し、22億1,187万2,000円とするものでございます。

以上、令和6年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 介護給付の負担金、負担割合というのは、県と町は同じだと思うんですけども、15万ほどの差が出ているのはどのようなことによるものなのでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 山田 隆君発言〕

○高齢者いきいき課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

財源の差ということで、県支出金と繰入金の差ということだったと思います。負担割合というのは、国・県、それから支払基金、町と決まっているわけなんですけれども、その中で、県のほうが12.5%、それから、町も12.5%の部分もあるんですけども、介護予防サービス給付に係る部分で、施設分としてとらえられる部分がございます、そちらに関しまして、県のほうが17.5%で計算される部分があるんですね。それを計算しますと、若干県のほうが多いという答えになります。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 分かりました。

介護予防サービスの給付費なんですけれども、予防サービスの給付費が増えているということですので、介護度3以下のほうの方たちの利用が伸びているのかなというふうに思うんですけども、主にどうしたサービスの内容が増加傾向にあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 山田 隆君発言〕

○高齢者いきいき課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

今回の介護予防サービス給付費の中にはいろんなサービスが入っているわけなんですけれども、特に増加傾向にあるかなというところが介護予防訪問看護、それから、介護予防の福祉用具レンタル、それから、介護予防特定施設の入居者生活介護といったものが若干伸びている状況がございます、今回の補正に至ったところでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第62号 令和6年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。執行部は退席願います。

再開は11時10分からとします。

午前10時55分休憩

午前11時10分再開

○副議長（戸矢隆光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加について

○副議長（戸矢隆光君） 黛浩之議員より上里町議会議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議長の辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○副議長（戸矢隆光君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、議長の辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたします。

◎日程第16 上里町議会議長辞職許可について

○副議長（戸矢隆光君） 日程第16、上里町議会議長辞職許可についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、黛浩之議員の退席を求めます。

[黛 浩之議員退席]

○副議長（戸矢隆光君） まず、事務局をして辞職願を朗読いたさせます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○副議長（戸矢隆光君） お諮りいたします。

黛浩之議員の議長辞職を許可することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（戸矢隆光君） 起立全員であります。

よって、黛浩之議員の議長辞職は許可されました。

この際、黛浩之議員の退席を解きます。議席へお戻りください。

〔黛 浩之議員着席〕

○副議長（戸矢隆光君） 暫時休憩いたします。準備が整い次第再開しますので、そのままお待ちください。

午前11時13分休憩

午前11時14分再開

○副議長（戸矢隆光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加について

○副議長（戸矢隆光君） お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思いましたが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（戸矢隆光君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

◎日程第17 選挙第7号 上里町議会議長選挙について

○副議長（戸矢隆光君） 日程第17、選挙第7号 上里町議会議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

上里町議会議長選挙を行うに当たり、上里町議会基本条例第17条及び上里町議会会議規則第26条2に基づき、議長志願者の所信を表明する機会を設けます。

所信を表明したい議員は発言を許可いたします。

6番飯塚賢治議員。

〔6番 飯塚賢治君発言〕

○6番（飯塚賢治君） 皆様、こんにちは。

議席番号6番飯塚賢治です。

上里町議会議長選挙に立候補させていただきます。所信表明を述べますので、皆様の御支援を心からお願い申し上げます。

議会基本条例第17条、「それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設ける」、基本条例施行後初めての所信表明による議長選挙となりますゆえ、不慣れではございますが、御容赦願います。

私が実行したいことを項目で述べますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目、私は、議会基本条例を順守するということでもあります。基本条例第4条第1項、「議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行う」、まずは、しっかり守っていくことをお約束いたします。その上で、特に評価したいものは、第11条、町長等が提案する重要な政策について、政策形成過程を論点とする審議と、第14条、議員相互の討論であります。双方とも一歩前進させてまいりたいと思っております。

2点目は、少数意見を尊重するということでもあります。議員お一人お一人は、厳しい選挙で町民の皆様の負託を受けて議会に登壇してこられるわけでもあります。仮に少数意見だとしても、内容が町民の皆様の意見だと判断した場合は、掘り下げた議論を展開したいと考えております。賛否に当たっては、お互いに協調するという気持ちが大切になってまいります。自由闊達な議論を中心に、皆様の御協力の下、議会運営を行ってまいりたいと思っております。

3点目は、議会改革であります。町民の皆様の議会に対する考え方も、社会環境等の変化によって大きく変容いたします。議会改革はとどまることなく、常に行っていく必要があると考えます。開かれた議会、情報公開など、町民の皆様の目線に立って、私たちが努力を惜しまず、皆様と共に議論しながら、前へ推し進めてまいりたいと考えております。

4点目は、議会は二元代表制の一翼ということでもあります。車で言えば両輪であり、執行部側も議会も、ベクトルは町民の皆様が幸せに暮らすという1つの方向だと考えます。議会は、執行側に対し、しっかり監視しながらも、緊張感を持って議決していく責務があります。認めるものは認め、指摘するところは指摘するといったしっかりしためり張りをつけた議論が重要と考えます。

以上、4項目述べさせていただきましたが、要は、議会基本条例施行後、上里町は、議会は変わったと町民の皆様から言われるように、また、上里町の明るい未来のためには、議長選に立候補いたしました。私自身、心血を注いでいく決意でございます。議員の皆様への御理解

と、温かい御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、所信表明といたします。

以上でございます。

○副議長（戸矢隆光君） ほかにありませんか。

4番戸矢隆光議員。

〔4番 戸矢隆光君発言〕

○4番（戸矢隆光君） 皆さん、こんにちは。

議席番号4番戸矢隆光です。

本日、議長選出に当たりまして、所信を述べさせていただく機会をいただくこととなりました。皆様方の御理解と御協力に対し、厚く御礼を申し上げます。私、戸矢隆光が上里町議会議長選挙に立候補するに当たり、所信を述べさせていただきたいと思っております。

私は、現在2期目であります。先輩議員が議論を重ね、令和3年6月に制定されました上里町議会基本条例を基に行動をしてまいりました。また、議会の中では、立場としては特定の考えに偏ることなく、常に住民目線に立ちながら、是々非々の立場で活動をしてまいりました。私は、町議会の役割としては、二代表制の下で、町民に負託を受けた代表として、町長、教育委員会、その他執行機関と対等な関係を保ちながら、町の最高決定機関であることを認識し、町民全体の福祉の向上や、豊かな町づくりの構築に努めるとともに、町民への積極的な情報の公開など、町民参加を基本とした町づくりを推進し、議会の公正性、透明性を確保し、分かりやすい開かれた議会を目指していきたいと思っております。

議長としては、議会を代表し、公正で民主的な、かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行うことに心がけて活動していきたいと考えております。また、この町の将来を見たとき、若い人たちが政治に少しでも関心や興味を持っていただくとともに、小さな子どもを育てながら議員活動ができるような環境づくりの少しでもお手伝いできたら幸いかなと思っております。どうか皆様方の御賛同と御支持を賜りますよう、心からお願いを申し上げます、議長選挙における所信表明とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○副議長（戸矢隆光君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○副議長（戸矢隆光君） ないようですので、議長志願者の所信を表明する機会を終了いたします。

議場を閉鎖いたします。

〔議場の出入口閉鎖〕

○副議長（戸矢隆光君） ただいまの出席議員は13名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番高橋勝

利議員、6番飯塚賢治議員、7番猪岡壽議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（戸矢隆光君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（戸矢隆光君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

異状はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（戸矢隆光君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

これより投票に移ります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じ、順次投票を願います。

〔職員の点呼により投票〕

○副議長（戸矢隆光君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（戸矢隆光君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより開票いたします。先ほど立会人に指名いたしました高橋勝利議員、飯塚賢治議員、猪岡壽議員の立会いをお願いいたします。

〔開票・点検作業〕

○副議長（戸矢隆光君） 会議規則第33条第1項の規定により、選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち、有効投票数12票、無効1票。

有効投票中、4番戸矢隆光議員 6票、

6番飯塚賢治議員 6票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であり、4番戸矢隆光議員、6番飯塚賢治議員の得票数はいずれもこれを越えています。

両議員の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することとなっています。

4番戸矢隆光議員、6番飯塚賢治議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順序を決めるものです。2回目は、この順序に

よってくじを引き、当選人を決定するものです。

くじは抽せんで行います。

〔職員による議員へのくじ引きの説明〕

○議会事務局長（神村輝行君） では、確認させていただきます。1回目は、くじを引く順番を決めるものとなります。1番から5番の棒を入れまして、引くのは議員番号順、若い番号順から引いていただいて、引いた数字が低い方から次の当選人を決める2回目のくじということで、当選人を決めるくじにつきましては、1から5を入れたお二人で引いていただいた若いほうを引いた数字が当選人ということによろしいでしょうか。

○副議長（戸矢隆光君） 8番齊藤崇議員、9番植原育雄議員、10番高橋正行議員、くじの立会いをお願いいたします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

4番戸矢隆光議員、6番飯塚賢治議員、くじを引いてください。

〔くじ引き・点検作業〕

○副議長（戸矢隆光君） くじを引く順序が決定しましたので、報告いたします。

まず初めに、4番戸矢隆光議員、次に、6番飯塚賢治議員、以上のとおりです。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。

一番若い番号を引いた議員が当選人です。

4番戸矢隆光議員、6番飯塚賢治議員、くじを引いてください。

〔くじ引き・点検作業〕

○副議長（戸矢隆光君） くじの結果を報告します。

くじの結果、6番飯塚賢治議員が当選人と決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場の出入口閉鎖解除〕

○副議長（戸矢隆光君） ただいま議長に当選されました飯塚賢治議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

議長に当選されました飯塚賢治議員から、承諾及び挨拶をお願いいたします。

〔6番 飯塚賢治君発言〕

○6番（飯塚賢治君） ただいま、くじをもって議長の選出をいたしました飯塚賢治でございます。これより議長の職務に当たり、何よりも、皆様に大変御協力をいただくことになるかと思っておりますけれども、これから先の議会運営、しっかり頑張ってまいりますので、皆様、どうかこれからもよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（戸矢隆光君） 暫時休憩いたします。再開は1時30分からといたします。

午前11時53分休憩

午後1時30分再開

○議長（飯塚賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加について

○議長（飯塚賢治君） 副議長戸矢隆光議員より上里町議会副議長の辞職願が提出されました。お諮りいたします。

この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたします。

◎日程第18 上里町議会副議長辞職許可について

○議長（飯塚賢治君） 日程第18、上里町議会副議長辞職許可についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、戸矢隆光議員の退席を求めます。

〔戸矢隆光議員退席〕

○議長（飯塚賢治君） まず、事務局をして辞職願を朗読いたさせます。事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（飯塚賢治君） お諮りいたします。

戸矢隆光議員の副議長辞職を許可することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員でございます。

よって、戸矢隆光議員の副議長辞職は許可されました。

この際、戸矢隆光議員の退席を解きます。議席へお戻りください。

〔戸矢隆光議員着席〕

○議長（飯塚賢治君） 暫時休憩いたします。準備が整い次第再開しますので、そのままお待ちください。

午後1時32分休憩

午後1時33分再開

○議長（飯塚賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程の追加について

○議長（飯塚賢治君） お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

◇

◎日程第19 選挙第8号 上里町議会副議長選挙について

○議長（飯塚賢治君） 日程第19、選挙第8号 上里町議会副議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

上里町議会副議長選挙を行うに当たり、上里町議会基本条例第17条及び上里町議会会議規則第26条2に基づき、副議長志願者の所信を表明する機会を設けます。

所信を表明したい議員は発言を許可します。

3番金子義則議員。

〔3番 金子義則君発言〕

○3番（金子義則君） 皆さん、こんにちは。

議席番号3番金子義則でございます。

このたび上里町議会副議長選挙に立候補することといたしました。皆様の貴重なお時間を頂戴いたしまして、副議長選挙に先立ち、所信を表明させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大から約5年が経過いたしました。昨年5月に新型コロナウイルス、感染症法上の位置づけが5類となり、感染症対策は転換期を迎えています。しかしながら、現在でも、インフルエンザとともに、コロナ感染のほかにも他の感染症は収束を迎えたとは言えない状況です。確かに、住民活動は再開されたように見えますが、実際にはまだ道半ばであると言えます。しかしながら、徐々にですが社会経済活動も再開されていることから、議会としても、いろいろな行事やそういった参加を提案をしていかなければならないと思います。

私自身は、議員活動の要として、「全ては子どもの未来のために」という言葉を掲げて政策活動に力を入れています。人口減少が叫ばれる中、どうしたら少子化を止められるのか、それには、まず、この上里で子ども・子育て世代を維持し、増やさなければいけないと考えております。各議員の皆様方も、たくさんの提案を何度もしています。子ども・子育ての中でも、教育費の負担は大変重いものです。まずは、小さな1歩となるかもしれませんが、教育費の無償化に向け、粘り強く提案を今後もしてまいりたいと思います。

この上里町においても、先ほどの人口減少など社会情勢が大きく変化し、近隣地域では、今年、消滅可能性自治体としての選ばれてしまった自治体が隣接をしております。これらのことを考えても、上里町議会が果たす役割はますます大きくなっています。いつ起こるか分からない自然災害防災対策や、建設が始まっております3館合同複合施設の運用の問題、駅北開発、駅の橋上化、子ども・子育て支援のさらなる充実、地域移行される介護ケア、雨水対策、道路整備など、多種多様な問題が山積しています。各課題は維持、先延ばしするのではなく、一つ一つ解決していかなければなりません。そのためにも、議員の皆様豊かな発想力や課題解決能力を発揮していただき、活発な議員間討議を重ね、スピーディーに課題解決をし、執行部に対して物言う議会にしていきたいと考えております。

そして、上里町議会基本条例にもありますように、議会の活性化、透明化を図り、町民の負託に応えられる開かれた議会運営を目指し、常に町民に寄り添い、町民福祉の充実と町政の発展を目指したいと考えます。今後も上里町のさらなる発展を図り、二元代表制の一翼を担う議会機能が十分に発揮できるように努力し、活動してまいります。

また、副議長という職は議長の補佐であり、時には代理を務める重責だということをご心得ております。私は現在、3年目の新人議員ですので、役割を果たせるのかどうか、経験不足は否めません。先輩議員の皆様から見れば、まだまだ頼りないと御心配するかと思いますが、やる気と元気はありますので、議員の皆様のお知恵と御協力をいただきながら全力で議長を支え、議会のさらなる活性化及び町民の皆様へ信頼と期待をされる議会となりますように日々尽力をしていく覚悟でございます。議員の皆様方の御理解と特段の御支援を賜りますようお願い申し上げます。私、金子義則の所信表明とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（飯塚賢治君） ほかにありませんか。

13番高橋仁議員。

〔13番 高橋 仁君発言〕

○13番（高橋 仁君） 13番高橋仁です。

副議長選に当たりまして、所信表明ということでございます。

私自身は、この町が、町長はじめ議員の皆さんが目指すものにつきましても、やはり、財源

という部分では、我が町は農業振興ということが今、第一であります。それには、これだけの農畜産物があるんですから、これを、地元で製造業などをつくり、そして、それが流通に乗るといような形でやっていければ、今、俗に言う三割行政、当町は三割行政です。または、進めても四割行政と。しかしながら、そこで財源確保、いろんな部分でやっている、知恵を出しながらやっているところでは、もう1.5という数値の交付団体等々もあるわけでございます。それのように町、また、住民の皆さんが一致団結しながら、すばらしい町づくりは皆さんと共にやるんだということです。

また、そのもととなりますのが、やはり子どもたちの夢という形で、私は、青少年健全育成、または、農業振興というようによくスローガンに掲げて、今現在、やってきたわけでございます。今から二十数年前、30年前は、スポーツ少年団も、上里だけでも804名もいたと。しかしながら、少子化の影響で、現在は350人前後というように、少なくなっております。そして、種目においても、中学校の部活においても、少年団にあった種目がそのまま、今まで、移行しながら部活動という形ですばらしい教育ができたんですけども、少子化の影響、またはもろもろの、競技によっては指導者不足というように部分で廃部になったというように部分で、少年団の要望としては、できるだけ部活につくっていただきたいというようにございます。その辺のところも今まで尽力してきたわけでございますけれども、何せ、担当の子どもたち、または指導者不足というようにございます。

そのためにも、この町は3万余名の人口がずっと維持している、埼玉県下でも5本の指に入るような人口の動態があるわけでございます。この部分は、やはり、これだけの幹線道路があり、新幹線が通り、在来線も高崎線というドル箱があり、そしてまた、この上里町にとっては神保原駅周辺、または、上里サービスエリア・スマートインター周辺、そして、それを取り巻く環境はもう、上里サービスエリアというのができてから、上里町というのが埼玉県下でも認知されたかなと思います。そのように、広く皆さんの知恵を拝借しながら、財源豊かな町づくりをすることによって、それが今、町長が目指している住んでよかったとか、住み続ける町だとか、子育てだとかということも実現可能になることと思います。

そういうためにも、住民による負託に応えるかという、安寧のために頑張りたいと思いますし、また、副議長という立場上、議長を支え、この上里町が本当に児玉郡市でもここにあると、また、埼玉県下でも上里ここにありと言われるような議会を形成しながら、住民の、先ほど申し上げましたように、安寧のために尽力を図りたいと思います。よろしく皆さんの御支援をいただきながら邁進したいと思いますので、よろしく御指導のほどをお願いし、挨拶とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（飯塚賢治君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、副議長志願者の所信を表明する機会を終了いたします。

議場を閉鎖いたします。

〔議場の出入口閉鎖〕

○議長（飯塚賢治君） ただいまの出席議員は13名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に12番沓澤幸子議員、13番高橋仁議員、14番黛浩之議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（飯塚賢治君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

異状はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

これより投票に移ります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じ、順次投票をお願いします。

〔職員の点呼により投票〕

○議長（飯塚賢治君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより開票いたします。先ほど立会人に指名いたしました沓澤幸子議員、高橋仁議員、黛浩之議員の立会いをお願いいたします。

〔開票・点検作業〕

○議長（飯塚賢治君） 会議規則第33条第1項の規定により、選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち、有効投票数11票、無効投票数2票。

有効投票中の金子義則議員 6票、

高橋 仁議員 5票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、高橋義則議員、失礼しました金子義則議員が当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場の出入口閉鎖解除〕

○議長（飯塚賢治君） ただいま副議長に当選されました3番金子義則議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

副議長に当選されました3番金子義則議員から、承諾及び挨拶をお願いいたします。

〔3番 金子義則君発言〕

○3番（金子義則君） このたび副議長選挙に立候補いたしまして、当選させていただきました金子義則でございます。まだ1期目で、まだ、本当に3年しかたっておりません。しかしながら、皆様方の日頃の活動を見ながら、これからどんどん勉強していきたいと思っております。また、飯塚議長を支えるべく、今後も頑張って精進してまいりますので、今後とも皆様、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

◇

◎散 会

○議長（飯塚賢治君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでございました。

午後2時0分散会